

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.12

2012年

10月16日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

**第7回裁判報告** 次回は1月21日(月)11:30~(裁判所前11時集合)

## 「国の最賃計算式検討プロセス」に根本的問題

10月15日、11時30分から第7回裁判が開かれました。原告は15名参加し、集まった支援者は約90名で傍聴抽選がされ、傍聴者で法廷はいっぱいになりました。被告＝国は、反論書の作成に「時間が欲しい」と粘り、次回の裁判期日は年明けの1月21日(月)となりました。5つのごまかしについてまともな反論ができるのか？注目されます。

### 「高校在学中から必死に就活しても非正規」最年少18歳の原告が陳述

僕の親は、僕が小学生になるときに離婚しました。それから僕と母親と姉、兄の4人暮らしが始まりました。母は、僕たちを育てるために、必死に働いてくれました。学年が上がるたびに、母はますます忙しくなり、いつも仕事ばかりしていました。朝から、夜まで土、日、祝日、春休み、夏休み、冬休みなどもお構いなしでした。

僕は、こんなに働き詰めの母に少しでも楽をさせたいと、高校生になってすぐにマクドナルドでアルバイトを始めました。希望通りシフトを入れてもらえず、時給も当時の最低賃金ギリギリの818円で1ヶ月3~4万円しか稼げませんでした。そのため、家計は、水道が止まるなど非常に苦しい状況が続き、まさに火の車でした。

僕は、小学生の頃から家にいない母に代わって家事をすることが多く、いつの頃からか将来はパティシエになりたいという夢を持つようになりました。しかし専門学校に行くには安くても数百万という高額の学費が必要だったことから、進学はあきらめ、卒業後はすぐに働こうと決意しました。

在学中から就職活動を始めて、食品工場などを中心に何社も何社も面接を受けましたが、どの企業も不採用になってしまいました。アルバイトとしての採用ならともかく、正社員となると、採用は一気に厳しくなるのです。結局、卒業までに就職先が決まらなかったため、卒業後は、在学中から勤務していた蕎麦屋でアルバイトを続けました。時給は850円を上回ることはありませんでした。また、思うように働かせてもらえず、一か月の収入はせいぜい6~8万円程度にしかありませんでした。

実家の引っ越しに伴い、転居先の近くにあるコンビニエンスストアでアルバイトを始めました。レジ打ちのほかに、廃棄商品の確認、おでんのつゆの交換、店内の清掃などの業務を同時並行で進めなければならず、仕事内容は想像以上に大変です。しかし、時給は、やはり最低賃金とほぼ同額の850円です。稼ぎたいので長時間の勤務を希望していますが、どれだけ自分の希望が通るかは分かりません。

僕は、この先もずっと時給850円で働き続けなければならないと考えると、社会から振り落とされそうな気がして、とても不安な気持ちになります。今の収入では、毎日自分が生きていくので精いっぱいです。専門学校に行くことはもちろん、貯金も一切できません。自動車の免許もとれません。将来的には、当然、自分の家庭をもって独立したいと思いますが、今の状況ではどう考えても不可能です。先のことを考えれば考えるほど不安になります。今就職氷河期で正社員になれない人達があふれています。正社員になれないのであれば、せめて時給1,000円はあたりまえにしてほしいです。



# 弁護団から、「国の最賃額計算式主張」の根本的問題を指摘

## ●最大の問題＝最低賃金法9条3項「労働者の生計費」に即して計算せず、むしろ9条2項の考慮要素を重視

「生活保護と最低賃金の逆転現象の解消」が重大な問題となったのは、2007年の最低賃金法の改正で、9条3項が新設され、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と定められたからでした。従って、まず9条3項に基づき、最低賃金と生活保護とを比較し、最低賃金が生活保護を下回る逆転現象を解消するには、最低賃金を幾らに設定する必要があります。この上で、次に9条2項に基づき「労働者の生計費」だけでなく「労働者の賃金」や「通常の事業の賃金支払能力」といった他の要素も考慮した上で、地域別最低賃金は決定されるはずですが、

しかし、被告国が主張した計算方法の決定過程では、9条3項の規定に基づくはずの最低賃金と生活保護との比較、計算を行うに際し、9条2項の規定に基づく「通常の事業の賃金支払能力」という要素を考慮し、しかも、「通常の事業の賃金支払能力」という要素を「労働者の生計費」という要素よりも重視したということを告白しています。つまり、被告国が行った最低賃金と生活保護との比較は、最低賃金法9条3項が考慮要素として挙げていない要素を考慮し、しかも、最低賃金法9条3項が考慮要素として定める要素より、同項が考慮要素として定めていない要素を重視したわけで、極めて重大な瑕疵をはらんでいるものです。



裁判後の報告集会 田淵弁護団事務局長

## ●「最低賃金を上げれば、中層企業が倒産する」との根拠が十分吟味、議論し尽くされていない。

憲法25条に照らし、9条2項が定める3つの要素の内、「労働者の賃金」や「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、最低賃金の水準を生活保護の水準以下に据え置くことは、原則として許容されません。百歩譲って、最低賃金が生活保護を下回る逆転現象を解消するために、大幅な最低賃金の引き上げが必要とされるため、逆転現象の存続を激変緩和措置として一定年数容認するのであれば、「労働者の賃金」や「通常の事業の賃金支払能力」に基づく、具体的かつ十分な根拠が求められるはずですが、しかし、特に「通常の事業の賃金支払能力」については、最低賃金を上げれば中小企業の倒産が増加するという、抽象的・観念的な議論しか行われておらず、具体的かつ十分な根拠について、具体的な検討や議論が尽くされた形跡はないのです。

## ●最低賃金と生活保護とを比較する「計算方法の見直し」は検討すら行われていない

被告国の行っている最低賃金と生活保護とを比較する計算方法に、5つの問題点があることは、今回の訴訟以前から繰り返し行われてきました。勤労必要経費を考慮すべきであることは、2007年に最低賃金法の改正案が国会で審議された際にも指摘されています。

また、全労連は、最低賃金法の改正法が施行された2008年以降、最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、問題点を繰り返し、指摘してきました。同様に、神奈川労連も、神奈川労働局の最低賃金決定に対し、最低賃金法に基づいた異議の申出を毎年行ってきました。しかし国が、計算方法の問題点に関する指摘について検討すらしていないわけで、これは、考慮すべき要素を十分考慮していないということであって、この点からも、被告国の地域別最低賃金の決定には、重大な瑕疵が認められるわけです。

## 被告=国は「9条3項解釈と、指摘された検討プロセスについて反論する」

裁判官 さて、国の方から反論をされますか？

被告=国 はい、指摘された「最低賃金法9条の各号の解釈」、「最低賃金の計算方法や最低賃金額を決定するにあたってのプロセス」について、本格的な反論を行いたい。

裁判官 どのくらいの時間が必要ですか？

被告=国 2ヶ月は欲しい。12月28日までに文書は出しますから、、、。

裁判官 そんなに時間がいらいますか、、、では次回期日は年明けの1月21日11時30分とします。